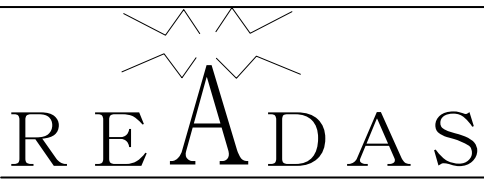


第 5473 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月24日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 改正消費税、軽減税率の概要

**Q**：消費税が改正になりますが、軽減税率はどのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。

#### ①軽減税率制度の概要

現行…消費税率6.3%、地方消費税率1.7%、  
合計8%

改正標準税率…消費税率7.8%、地方消費税率2.2%、合計10%

改正軽減税率…消費税率6.24%、地方消費税率1.76%、合計8%

軽減税率の税率は現行と同じですが、内容が違いますので、注意が必要です。

#### ②軽減税率の対象となる品目

##### ・飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除き一定の一体資産（注）を含みます）が対象になり、  
外食やケータリング等は軽減税率の対象になりません。

（注）おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産が一体となっているものをいい、  
税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上のものは、軽減税率の対象となります。

##### ・新聞

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的な事実を掲載する週2回以上発行するもの（  
定期購読契約のもの）が対象となります。

